

## 《訂正》

「確定申告の早見表（令和2年分）」記載誤りについて  
 —住民税・配偶者特別控除—

### 24頁(最終頁)

「個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表(令和3年度以後適用分)」のうち、『配偶者特別控除額(最高)』①②③の範囲。

【誤】・・・(記載が令和2年度適用分の内容となっておりました)

【正】・・・(令和3年度以降適用分 訂正は次の下線部分です)

(注) 下記は、納税者の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。(1000万円を超える場合は適用不可)  
 配偶者の前年の所得金額の合計額(繰越損失控除前)が

- ① 48万円を超え100万円以下・・・33万円
- ② 100万円を超え130万円以下・・・38万円－(所得金額の合計額－93万1円)\*
- ③ 130万円を超え133万円以下・・・3万円

\* ( )内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、( )内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大の金額とする。

訂正してお詫び申し上げます。

令和3年2月

日本税理士会連合会事業本部 (編集)

日本税理士協同組合連合会 (販売)

事務局 電話 03-5740-0920